

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

地域ケアプラザの指定管理者は、高齢者、子育て世帯、障害のある方など、誰もが地域の中で困りごとを抱えて孤立することのないよう、介護・医療や生活支援・介護予防等と地域住民による見守りや助け合い等の一体的な支援を、身近な日常生活圏域で行う役割を担います。

また、地域住民が主体となって、つながり支え合う地域づくりを進められるよう、横浜市地域福祉保健計画の策定・推進等を通じて、地域の課題を地域住民や関係機関と共有し、解決に向けた話し合いや活動を支援します。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

麦田地域ケアプラザが担当している第3地区連合町内会エリアは、古くから本牧通り沿いに商店が軒を連ね、その背後に住宅地が広がっています。住宅地に続く急な坂道や階段が多い地域であること、車が進入できない細い路地が多いことも特徴です。そのため、外出機会が少なくなり自宅に閉じこもりがちの方の相談も多く見られます。もう一つの大きな特徴は地区の高齢化率が24.34%と上昇し、特に後期高齢者は約半数と多くなっていることです。また、平均世帯人員は1.63人と独居世帯も増えています。支援を必要とする軽度高齢者としても、要支援1・2、要介護1・2の認定者も認定者全体の6割となり、買い物等の日常生活における支援が必要な高齢者が多いエリアです。(令和6年9月現在)

身寄りのない高齢者も多く、近隣での見守りが必要なケースも増えてきています。日常的な見守り体制が厚い地域もありますが、多くの自治会町内会では見守りや各事業の担い手が高齢となっており、担い手不足が課題となっています。

相談の内容も課題を多く抱える家族や権利擁護関係が増え、地域とのネットワークの強化や支援の仕組みづくりが必要と考えられます。

1 地区社会福祉協議会（以下、地区社協）を中心とした地域展開

地区社協の部会の一つである「困りごと引き受け隊（ボランティア）」の支援継続とともに、見えてきた課題から新たな活動やボランティア育成のための講座を開催し、地域人材を育成する機会を

作り定着につなげます。

地区全体で福祉課題について検討する場として「第3地区ワークショップ」開催の継続や第5期地域福祉保健計画の推進への伴走支援をしていきます。また、認知症の理解啓発を行うことで、住み慣れた環境で生活続ける事ができるように支援を継続していきます。

広報紙「おおむぎこむぎ」を利用して、誰もが安心して自分らしく暮らせるまちづくりについて地区社協、各町内会の取組を地域へ発信していきます。



(第3地区ワークショップ)

2 地域ケアプラザの周知と理解

各種講座を企画し、地域住民が地域ケアプラザに足を運んでいただく機会と福祉課題の発信を行っていきます。また、各自治会町内会館等での出前講座も充実させます。第3地区連合町内会の定例会では、地域ケアプラザの事業及び広報紙の説明等を継続し、住民にとって身近な施設であることを感じていただくように努めます。民生委員児童委員協議会（以下、民児協）の定例会には毎月出席し、地域ケアプラザの講座等の周知とともに、各自治会町内会での個別課題の地区把握に努め、相談から支援につなげていきます。

3 多様な主体との地域課題解決に向けたネットワークづくりと活動

第3地区には様々な地域活動を行っている地域活動団体やケアマネジャー、デイサービス、障害者施設があります。ネットワークを構築しながら、地域ケアプラザで把握した地域課題を共有し、解決に向けた取組につながるように話し合いを重ねていきます。特に買い物などの生活への支援体制に向けた検討や、高齢者のフレイル予防への意識づけの必要性を共有し活動につなげていきます。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

1 地域との連携

連合自治会（以下、連合）・地区社協・民児協の会合に定期的に参加し、関係の構築とともに各団体の活動を支援し、連携していきます。また各種イベントや定期的なサロン・食事会等にも参加を継続し、地域の情報収集とともに地域ケアプラザとして協力できることを継続します。

地域防災拠点「立野小地域防災拠点定例会議」に参画し、実際の訓練や研修等にも協力します。

2 関係機関等との連携

- (1) 毎月行う中区地域福祉保健計画「中なかいいネ！」における地区別計画推進を支援するために、区役所・区社協・地域ケアプラザのメンバーで構成される地区支援チーム会議では、地域情報の共有、地区支援の役割分担を明確にすることで連携を強化していきます。また、福祉課題の解決に向けた見守りのネットワークの形成やボランティア活動が展開されるよう支援します。特に第5期地域福祉保健計画の策定、推進に向けて地域との関係性を活かして、地区支援チームとしての支援を地域へ還元していきます。（会議開催の支援や推進に向けた取組の相談対応、開催支援、課題感のヒアリング等）
- (2) 障害児・者関係機関と役割を確認するとともに連携し、地域住民へ理解を深める講座等を開催します。
- (3) エリア内及び近隣医療機関（開業医、歯科医、薬局など）を訪問し、地域ケアプラザのパンフレットや地域包括支援センター職員の写真入りカードを配布し、互いの連携につなげます。
- (4) 企業や事業所、学校と連携し、認知症の理解と取組の周知に関する講座を開催します。子どものイベントと保護者の講座を同時開催し、幅広い世代に自分たちの地域を知っていたく機会を作ります。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

当法人では、「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなで作ります」という活動理念の実現に向けて、会員組織としてのネットワークを活かした地域福祉活動を推進し、地域住民や関係機関の皆さまとともに地域の支えあい活動などの共助の層を厚くする取組を展開してきました。

1 基本方針（長期ビジョン・横浜市地域福祉保健計画）

団塊の世代が後期高齢者となり、様々な課題が想定される「2025年問題」などに対して当法人の組織・活動の方向性を「長期ビジョン」としてまとめ、これを具体的に推進するために5年を単位とする「中期計画」を策定して取組を進めています。

現在、2040年までを見越した新たな長期ビジョンを策定中（令和6年度末完成予定）です。次期中期計画は、新たな長期ビジョンを踏まえ、令和7年度中に策定する予定です。

また、横浜市地域福祉保健計画については、横浜市と共同事務局として策定・推進にかかわっており、これらの計画を事業に反映して取組を進めています。

2 事業実績 ※令和6年3月31日時点

当法人は18区の区社会福祉協議会（以下、区社協）との連携のもと、市全体として地域福祉の推進を図ってきました。また、数多くの指定管理施設を運営するほか、横浜生活あんしんセ

ンター及び障害者支援センターなど幅広い福祉分野の事業を実施しています。

(1) 施設運営

福祉保健研修交流センターウィリング横浜、横浜市健康福祉総合センター、地域ケアプラザ、老人福祉センター、地区センター、障害者研修保養センター横浜あゆみ荘等、複数の指定管理施設を運営しています。

個々の施設の特長を生かし、行政や区社協と連携しながら、地区社協、民生委員児童委員、ボランティアなど福祉関係者とともに助け合いのまちづくりを進めています。

(2) 幅広い福祉保健人材の育成

社会福祉センターの運営や地域ケアプラザとの連携、ウィリング横浜における研修等を通じて地域福祉保健の人材育成に向けた取組を進めています。

(3) 地域における権利擁護の推進

横浜生活あんしんセンターを運営し、法人後見の受任、市民後見人の養成・活動支援、18区社協あんしんセンターの支援など地域における総合的な権利擁護の事業を実施しています。

(4) 障害福祉の推進

障害者支援センターを中心として障害理解の啓発や障害当事者団体の支援を進めるとともに、横浜市からの受託事業である障害者後見的支援制度の運営を通じて、障害当事者が地域で自分らしく暮らせる地域づくりに取り組んでいます。また、障害児者の地域生活、社会参加を促進するため、訓練会や地域活動ホーム、地域活動支援センター等の運営を支援しています。

(5) 会員活動と地域福祉の推進

本会は社会福祉施設、事業所、地域福祉活動団体、ボランティア団体などさまざまな立場、種別の会員で組織された協議体組織です（会員数：5881団体・人）。それぞれの組織課題や地域課題を解決するため、会員相互の課題解決力や専門性を活かした取組を行っています。

3 地域ケアプラザ事業への貢献実績

(1) 市内全地域ケアプラザで組織するケアプラザ分科会の事務局運営

市域での職員連絡会や所長会の事務局を担い、共通課題の検討や研修を実施しています。

(2) 地域ケアプラザの人材育成

分科会全体会での所長向け研修や、職種別に組織された研究会における情報共有や課題検討等を介して、地域ケアプラザを運営する職員全体の業務の質向上を図っています。

(3) 生活支援体制整備事業の推進支援

区社協と連携し、地域ケアプラザ等に配置されている2層コーディネーターを支援しています。具体的には、地域課題の検討、研修実施、事業創出、事例集等による取組の可視化等を実施しています。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

1 予算の執行状況について

予算の執行にあたっては、過不足ないよう支出経過を見るなど予算管理を徹底し、必要に応じて予算の補正も適切に行っています。令和5年度決算においては経常増減差額及び当期活動増減差額ともにマイナスとなっており、その主な要因は、本会が実施する年金共済事業で運用しているシステムにかかる減価償却費が生じたことや、地域ケアプラザにおいて、賃金上昇や物価高騰に伴う費用増に対し、介護保険事業収入や指定管理料収入が不足したことです。システムの減価償却が令和8年度末で終了予定のため、システムの大規模改修や入替がなければ令和9年度以降は費用が発生しない見込みです。また、介護保険事業については、通所介護事業における介護報酬加算の取得による収益増や、営業日数の見直し等による収支改善に取り組んでいます。

法人全体としては支障ない運営を行っており、健全な経営に努めています。

2 法人税等の滞納の有無について

法人税や消費税、固定資産税など納税に係る業務については、税理士に一部業務を委託し、また同者の指導のもと、適切な納付に取り組んでいます。現時点で滞納などはありません。

3 財務状況の健全性について

法人全体の財政状況については、月次試算表作成に合わせ流動比率や人件費比率、経費比率などを確認し、情報を把握しています。また、施設の運営状況については、法人本部と連携し収支状況を常に把握し、収支状況を確認しながら事業活動が滞ることがないように努めています。

法人全体としては、民間の社会福祉施設整備のための資金貸付事業における借入金がありますが、償還金を原資として確実に返済しており、法人運営に支障をきたすことはありません。なお、本事業は新規貸付を終了しており、今後借入金は増加しません。

4 安定した経営ができる基盤について

本会財務状況は、予算管理を徹底することでより安定した経営ができるよう努めています。日々の経費支出から資産等の管理に至るまで、予算の範囲内で行うことを前提とし、必要に応じて予算の補正を行うことで安定した事業活動を行っています。

また、本会では平成29年度から会計監査人による監査を実施し、財務・会計等の指導を随時受け、社会福祉法人会計基準を遵守した財務活動を行っています。そのうえでより安定的な経営が行えるよう、内部検討のみならず、所管局でもある横浜市健康福祉局と密に連携しながら安定的な法人運営に努めています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

地域ケアプラザ業務の質が高まるよう、福祉における多様な事業を経験した人材を法人全体で育成することで、適切な人員を配置します。

1 所長予定者の配置について

本会は、市内で多数の福祉施設の運営や幅広い福祉事業を実施しています。所長予定者には、施設管理者として必要な経験のある管理職、もしくは区社協における地域福祉の推進や地域ケアプラザでの勤務実績がある職員を内部登用により配置します。

2 必要な職員の確保、適正な配置について

常勤職員は、介護保険関連の専門職採用による配置や、法人内で特に地域福祉の推進に意欲ある職員を配置します。

また、本会の人材育成計画及びキャリアアップ支援制度による有資格者の確保と法人スケールを活かしたジョブローテーションにより、継続的に適切な人材を配置します。

外部へ向けては就職相談会等の実施、また職員紹介・職場紹介動画など、わかりやすいコンテンツを活用して有資格者の確保に努めます。

非常勤職員は、様々な媒体を活用し地域に根ざした施設として、できる限り地域の方を採用することにより、施設と地域をつなぐ役割を担ってもらいます。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

1 本会の人材育成について

本会では「人材育成計画」を作成し、「横浜市社協が組織として遵守すべき規準」を柱として、初任者から幹部まで職位ごとの「求められる職員像」や、地域ケアプラザでは職種別に経験年数に応じた「職務遂行能力」を具体的に示しています。それらに基づき、全職員に対して人事考課制度を導入しており、法人全体の方針をふまえた個人目標設定・業務遂行・自己評価・上司の評価・指導（振り返り）を職員ごとに行い、人材を育成しています。

さらに、新任職員を対象とする教育システムとして「新人育成リーダー制度」を実施し、職場における日常的なOJT（実務を通じての教育・訓練）体制を構築しています。

2 地域ケアプラザの職員育成について

横浜市が示す「地域ケアプラザ業務連携指針」のほか、本会では次のとおり指針等を作成し、地域ケアプラザに従事する職員を育成しています。これらを活用して定期的に各々の業務能力を確認しながら、自身に不足している部分を明確化し、足りないスキルを向上することで質の高いサービスが提供できるよう取り組んでいます。

- (1) 地域ケアプラザ基本指針
- (2) 地域ケアプラザ業務指針
- (3) 5職種連携のあり方（保健師等、主任ケアマネジャー、社会福祉士、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター）
- (4) 地域ケアプラザ自己評価シート
- (5) 地域ケアプラザ業務に取り組む姿勢

3 研修計画について

法人の研修計画に基づき、各地域ケアプラザにおいて非常勤を含めた研修計画を作成し、職員一人ひとりが求められる役割を遂行するために必要な知識・技術の向上に努めています。新人育成リーダーの配置をはじめ、非常勤職員も含め日常的にOJTを実施していくとともに、内部研修だけではなく外部研修にも積極的に参加し、全体的な資質向上に努めます。

【組織内研修 主な内容】

(1) 実務研修

介護保険基礎研修
地域ケアプラザ職員研修（職種連携研修、新任包括支援センター職員研修 等）
介護予防支援研修
地域活動交流コーディネーター研修
第2層生活支援コーディネーター研修
サブコーディネーター・コミュニティスタッフ研修
職種別実地研修 等

(2) 職場研修

個人情報保護研修、権利擁護研修、コンプライアンス研修、人権研修
感染症研修、虐待防止・身体拘束研修
業務継続計画研修、認知症研修、入浴研修、事故防止・緊急時対応研修
介護予防研修、接遇研修 等

(3) 基幹研修

新任職員採用時研修
人権研修、ハラスメント研修、メンタルヘルス研修
コンプライアンス研修
階層別研修（対象別：新採用職員、新人育成リーダー、中堅、主任、管理職員など）
地域福祉実践力向上研修
コミュニティソーシャルワーク研修
法人全体研修 等

(4) 課題別研修

苦情解決研修
権利擁護の視点を学ぶ研修 等

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザは、乳幼児から高齢者、障害のある方などさまざまな市民が利用する施設です。ご利用者が安心して安全に、かつ快適に利用できるよう、区役所と十分な連携をとり施設を維持管理します。また、施設の長寿命化に向け、計画的な維持保全を実施します。

1 安心・安全・快適に利用していただくために

日常清掃や定期清掃により施設を清潔に保持し、来館者の衛生に配慮します。また、地域の方々に施設を安全に利用していただけるように、実際にご利用される方々のご意見を取り入れながら、設備を維持管理します。

2 法令に基づく施設・設備の管理

建築物・建築設備・電気・消防等の各種法令に基づき、保守点検作業を実施します。

3 定期的な保守点検

設備の管理について、職員による日常点検と年間を通じた委託業者による専門的な定期点検を実施して、施設の不具合で利用者に不都合を生じさせないように、不具合の早期発見、早期修理を心がけ、大規模な修繕を未然に防ぐよう取り組みます。

4 計画的な施設・設備の改修

利用される方が快適かつ安全に利用できるよう、計画的に施設および設備の改修を実施します。経年劣化等に対し長寿命化を図るために、施設や設備の状況を正確に把握し、必要に応じて区福祉保健課を通じて改修します。令和7年度エレベーター改修工事予定

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

当法人内で発生した事件・事故やヒヤリハット事例を共有するとともに、日常点検の実施や各種手順の見直しを行うことで、重大な事故等の未然防止に取り組んでいます。

事件事故が発生した際は、「事故対応マニュアル」に則り、速やかに区役所等の関係機関への第一報を行うことで、適切な初動対応を行います。

また、災害発生時に地域と協力体制が取れるよう、日頃から関係づくりを進めます。

あわせて福祉避難所としての役割を着実に果たすことができるよう、各種マニュアルや事業継続計画の整備、防災訓練や職員研修を計画的に実施します。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

発災時には、本会の災害対策マニュアルに基づき、自身と利用者の安全確保や情報収集、必要に応じて避難誘導を行う等、安全確保に向けた対応を行います。

福祉避難所の開設要請があった場合に備えた事前準備として、区防災計画に基づき、「福祉避難所開設・運営マニュアル」を作成し、全職員で福祉避難所の役割や機能、運営方法等を共有することで、いざという時にも円滑に運営できるよう準備します。また、福祉避難所情報共有システムについても、迅速に対応ができるよう操作マニュアルを参照し、操作の訓練を行います。

福祉避難所の運営にあたる職員の確保に向けて、交通機関が機能しない状況でも迅速に参集できるよう机上参集訓練を法人全体で年1回実施し、最短の参集経路の確認や参集人数に応じた対応の検討等のシミュレーションを行います。

防災備蓄についても適切に管理し、避難者が安心して避難生活を送れるよう備えます。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

災害対策マニュアル以外にも、法人として初動行動マニュアル、事業継続計画等を整備するほか、全職員を対象とした安否確認訓練を行い、震災や風水害といった災害に備えています。

地域ケアプラザでは介護保険部門の事業継続計画を作成し訓練するほか、相談業務等で把握した発災時に特に安否確認が必要なケースについては、日頃から地区社協、民生委員児童委員等と情報共有するなどして、地域の見守りの取組につなげます。

また、地域防災拠点運営委員会が実施する地域の訓練等に参画し、有事に備えた日頃からの顔の見える関係づくりを進めます。

国内での大規模災害発生に伴う災害ボランティアセンターの運営への応援要請があった際には、法人として職員を派遣しており（能登半島地震：18名）、報告会等で知見を共有することで具体的な発災時の状況等についての理解を深め、万一の発災に備えます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

地域ケアプラザは横浜市の公共施設であることを認識し、常に地域住民や利用者の視点にたった対応を心がけます。介護保険サービス事業者等に対しても公正・中立な立場にたち、利用者やその家族に介護保険サービス事業者を紹介する際は、偏りが生じないよう情報提供します。

1 利用者への公正中立な情報提供

居宅介護支援事業所を紹介する際は、複数の事業者情報を伝え、相談者が自ら選択できるよう、また、不利益が生じないように努めます。

あわせて情報を提供する際、特定の事業所に偏る事が無いよう、日頃から情報を収集するとともに、日常的に所内で情報共有や相談を行います。

2 介護保険事業所との公正・中立な連携

公正・中立に情報提供できるよう、ホームページなどを活用して、特定の事業所に情報が偏らないよう心がけます。

3 コンプライアンスの推進

本会の職員は、関連する法律・諸規定を遵守し、地域福祉の推進を担う職員として、公私ともに常に良識を持った行動をとることを心がけます。その取組として、コンプライアンスハンドブックを全職員が携帯し、公正・中立な立場で業務にあたります。

また、法令遵守のみにとどまらず、積極的に市民の願いや期待に応え、行動することを目指します。地域福祉の推進役として職員一人ひとりが改革意識をもって考え、行動し、市民や関係機関との協働のもと、地域の福祉課題を把握し、その解決に取り組みます。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

利用者アンケート（毎年実施）を実施するとともに、館内にご意見箱を設置することで、施設を利用される方からのご意見・ご要望をお受けする体制を整備します。

また、日常的な利用者とのコミュニケーションの中から聞き取ったご意見・ご要望は、業務改善の機会ととらえ、部門会議等で検討の上、改善に取り組みます。

申し出ていただいた苦情については、それぞれの申出者の思いを真摯に受け止め、解決策や対応策について検討し、苦情相談対応マニュアルに沿って迅速に対応します。

なお、本会では、3名の外部有識者（法律、人権、社会福祉）で構成する苦情解決調整委員による苦情解決制度を有しており、地域ケアプラザに係る苦情についても本制度に基づき、適切に対応しています。所属（一次対応）、本会幹部職員で構成される苦情解決推進チーム（二次対応）において解決に至らない苦情については、苦情解決調整委員（三次対応）の対応により解決を図ります。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

1 個人情報の保護について

個人情報保護法や横浜市個人情報保護に関する条例に基づき策定されている本会の「保有する個人情報保護に関する規程」に基づき、適切に個人情報を管理・活用します。

また、個人情報保護に関する研修を実施するとともに、取得する個人情報は必要最低限のものとし、不要となった情報は適切に廃棄処理するなど個人情報の適正な取り扱いを徹底します。取得した情報の管理については、個人情報の記載された書類は事務室内の書庫に保管し、終業時には施錠を徹底しています。各職員のパソコンについても、セキュリティワイヤーで固定するとともにパスワード管理をしており、外部への個人情報の持ち出しは原則禁止としています。

あわせて年に1回、全部署を対象に自主点検を実施し、改善に取り組んでいます。

2 人権尊重について

相談対応や事業実施にあたっては、すべての職員が常に相手の立場に立って行動するように努めています。

また、社会福祉の従事者として、人権問題に対して正しい理解と認識を深め、人権尊重を基調として行動できることを目指して、人権研修を人材育成計画における基幹研修として位置づけ、実施しています。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

1 環境への配慮

少量化を目的にゴミ自体を減らすとともに、ゴミを排出する場合は適切に分別し、大切な資源としてリサイクルに取り組みます。また、リサイクルペーパーなどエコロジー商品を積極的に購入します。

地球温暖化への対応（横浜市地球温暖化対策実行計画の推進）として、未使用の部屋の消灯、クールビズ・ウォームビズを推進し、空調機の室内温度設定を夏は28度、冬は20度として節電に努めるなど、施設運営の省力化を進めます。

2 市内中小企業への優先発注

業務委託や物品購入などの発注については、横浜市中小企業振興条例と本会経理規程に基づき、中小企業への優先発注を意識した取扱いとします。特に100万円以上の費用が発生する契約については、市内中小企業を優先指名することを規定した本会業者指名基準要綱に則り、本会業者選定委員会においてその対象となる業者を選定します。

3 障害就労施設等からの物品等の積極的な調達

障害者就労施設等からの物品等の積極的な調達については、法人として『よこはま障害者共同受注総合センター事業』を横浜市から受託し、企業や行政等からの市内対象施設への受注促進等

に取り組んでいます。本施設においても、物品調達の際はエリア内を中心とした障害者就労支援施設等へ発注します。

4 男女共同参画の推進

女性が活躍できる環境を整備し女性活躍の取組を加速させるため、法人として『女性の職業生活における活躍の推進に関する行動計画』を定め、女性職員が、職業生活において十分に能力を発揮できる雇用環境づくりを進め、優良な企業として認定を受けています。本施設の運営においても、職業生活と家庭生活との円滑な両立を可能にするため、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、定期的および不定期にも面談を実施する等、本人の意思が尊重される機会を積極的に設けます。

5 障害者の就労推進

法人として定めた『障害者雇用推進方針』に基づき、就労支援センター等とも連携し、法定雇用率を達成しています。今後も各職場で障害の有無に関わらず各職員がいきいきと働ける職場づくりを目指し、本会全所属における障害者雇用推進に取り組めます。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

各時間帯・各部屋が市民の福祉保健活動に有効活用されるよう、部屋の特徴や設備・貸出物品などの情報提供を行い利用者数の増加を目指します。ホームページでは貸室空き状況を毎月掲出し、館内では地域ケアプラザイベントカレンダーを作成し当月の事業やイベントのお知らせや開催報告を掲示します。

地域包括支援センター、地域活動交流や生活支援体制整備事業、居宅介護支援、通所介護部門それぞれが地域の方に活用していただけるよう、情報提供にあたり様々な媒体（施設パンフレット、広報紙「おおむぎこむぎ」、各講座のチラシ、ホームページ等）を使用して、必要な人に必要な情報を提供します。

地域イベント参加時の周知活動（麦田町発展会による朝市や定例会等）として、連合や民児協の協力を得ながら各町内会等に情報がいきわたるよう定期的な班回覧や掲示を継続的に依頼します。



（広報誌「おおむぎこむぎ」より抜粋）

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

どのようなお困りごとにも対応することを目指し、日頃から区役所や関係機関、地域住民と連携し顔の見える関係を構築することで、複合的なニーズを含む幅広い相談に速やかに対応できるようにします。

1 地域の身近な窓口として

高齢者、子ども、障害児・者及び生活困窮者、ひきこもり等分野を問わず、まずは身近な相談者として受け止めます。高齢者に関わる相談は地域包括支援センター業務を通じて具体的な支援につなげていきます。

窓口及び電話等で寄せられる個別の相談、地域の様々な会議の場、自主事業及び施設利用団体の活動等、あらゆる機会を捉えて相談・支援につなぎます。

2 地域のネットワークづくり

地域包括支援センターに配置された主任ケアマネジャー・保健師等・社会福祉士のほか、地域活動交流コーディネーターと生活支援コーディネーターの5職種にて開催する会議では、地域の特徴やニーズを整理するとともに、様々な相談者に対する情報提供の手法に取り組みます。地区社協、民児協定例会等に積極的に出席することや、広報紙やインターネット媒介を活用することで、的確な情報提供に取り組みます。

外国人居住者などつながりが少ないことで、助けを求めにくい人にも相談窓口の案内を行うことができるように、国際交流ラウンジ、区社協やボランティアセンターと連携し、地域のネットワークを活かした対応について随時検討をしていきます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

地域ケアプラザを運営するうえで、区役所や地域内の関係機関および区内各専門機関との連携が最重要であると考えます。日頃からの顔の見える関係作りに努め、双方向での情報把握や連携した関係づくりを目指します。

1 所内の連携

所内においては、地域ケアプラザが日常生活圏域における地域支援を進めるため、本会が作成した「地域ケアプラザが取り組む地域支援～5職種連携編～」の考え方により、地域活動交流事業、地域包括支援センター、生活支援体制整備事業と協働し、地域課題の把握、地域支援業務を進めます。

2 関係機関との連携

区役所・区社協を中心とした関係機関との協力を深め、地域アセスメントシートを活用し、地区支援チーム会議を地域支援の軸として開催していきます。

3 近隣施設との連携

担当エリア内の麦田清風荘・竹之丸地区センター等関連施設との連携を深め、個別の相談や対応を検討していくとともに、事業を一緒に検討します。地域活動者のネットワークづくりを目的とする「ざっくばらん会」には各施設長も参加し、それぞれの施設で抱えている課題を共有し連携していきます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

区役所、区社協、地域ケアプラザが一体となり、住民活動の拡充や専門機関も含む支援体制の整備を進め、必要な地域活動を住民とともに考え、組織化や活性化(つながりづくり、担い手の育成、新規事業化 など)を支援・協働していきます。

1 顔の見える関係づくり

ネットワークの構築において、「顔の見える関係づくり」は不可欠です。自治会町内会、地区社協、民児協、老人クラブ等、地域関連団体の会議や行事に定期的に参加し、地域ケアプラザの役割を伝え、気軽に相談しあえる関係をつくります。

2 地域ケア会議や協議体の推進

個別ケースの検討を積み重ねる中で、地域に不足している資源やサービス、連携が必要な職種や機関、深刻化が予測される地域の課題等を明らかにしていきます。これらを地域住民等の関係者で共有し、課題解決に向けた検討を行います。また、現在実施している地域活動者のネットワークづくりの協議体「ざっくばらん会」では民生委員児童委員、地域活動者、竹之丸地区センター、ケアマネジャーなど幅広く参加者がいます。地域の中で顔の見える関係づくりができることで、「個人を支える」連携を行っています。

3 身近な地域でのつながり・ささえあい活動の推進

「身近な地域のつながり支えあい活動推進事業」は、必要な支援に結び付いていない人を近隣住民の気づきによって早期発見し、住民との協働による支援や居場所づくり・役割づくりを行いながら、「個」を意識した地域づくりを進めて行く本会独自の取組です。

市社協本部・区社協との連携とともに関係機関の協力を得ながらこの取組を推進します。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

区の事業等に積極的に参加・協力し、区政運営方針（誰もが安心と活力を実感するまち中区～住んで良し、働いて良し、訪れて良し～）の実現のために各関係機関と協働を進めます。

地区支援チーム会議（毎月）では地区支援、定例カンファレンス（毎月）では個別の支援策を検討し、情報を共有します。また日頃のケース相談も随時行います。それぞれの役割を明確にし、適切な支援へつなげていきます。また、区役所主催の会議・研修にも積極的に参加・出席し、地域ケアプラザが把握した地域課題や現状を発信します。

1 安全・安心で健やかに暮らせるまちづくり

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯へ、災害時や体調の変化などに身近でサポートができるような仕組みづくりを関係機関と連携して進めます。



（鷺山竹之丸町内会にて実施 防災まちあるき）

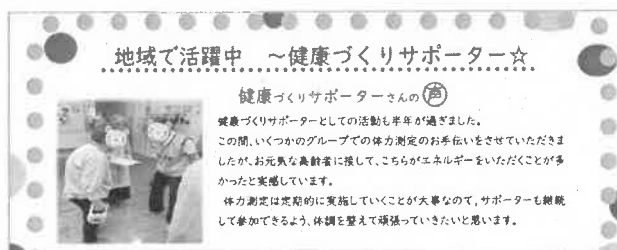
2 子どもから高齢者までともに支え合うまちづくり

子育て支援ネットワーク会議で、それぞれの特徴や活動状況等の情報共有を行い、地域で暮らす子どもたちや子育て世代へ支援を行う仕組みづくりを、関係機関と連携して取り組みます。

介護予防教室として健康づくり教室を地域ケアプラザだけではなく、自治会町内会館にて実施することや、地域で実施されているサロンや元気づくりステーションなどの活動の場にて体力測定会を定期的に行い、行政や地域の保健活動推進員との連携、健康づくりサポーターの養成及びスキルアップに取り組みます。



（麦田町 JOY サロン）



（健康づくりサポーターの活動の様子）

3 多文化共生のまちづくり

国籍やルーツにかかわらず、ともに尊重しあい生き生きと暮らせる、多様性あるまちづくりを進めるために地域ケアプラザの場を活かし、福祉保健活動団体等の支援を継続します。「ふらっと麦田ストリートコンサート」では、外国人の親子が飛び込み演奏をして、交流を楽しむ時間がありました。共に過ごす機会を地域と共につくっていきます。

4 地域の活力があふれるまちづくり

人・まちによる主体的な取組が広がる、活気と元気があふれるまちづくりを進めるために、地区社協と共に開催する「ふらっと麦田ストリートコンサート」や、住民と多様な主体の協働により「元気な地域づくり」を進める「第3地区元気づくり推進協議会」が開催する「元気づくりコンサート」など地域活動の後方支援を行います。



(元気づくりコンサート/ふらっと麦田ストリートコンサート)

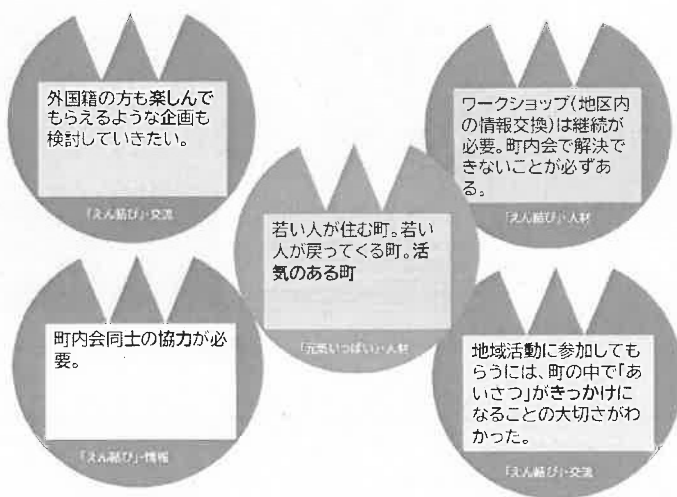
カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

中区地域福祉保健計画「中なかいいネ！」における地区別計画の地区支援チームの一員として、計画推進の2本の柱である「えん結び」と「元気」の土台をつくるため区役所・区社協とともに、計画の推進に積極的に取り組みます。

地域ケアプラザは、最も地域に近い福祉施設であるということを意識して、地域情報の収集と地域ケアプラザの機能を活かした支援を継続していきます。また、受け止めた情報は、地区支援チームの会議などで提供し共有するとともに、課題解決や地域への協力につなげます。

第5期地区別計画の推進のため、地区支援チームが一体となり支援します。地区社協が主催で実施する推進会議を通じて、地域での取組が住民にとってより身近なものとして推進されるよう地区社協支援を主軸に考え進めていきます。



(令和4・5年度ワークショップより意見抜粋)

(地区別計画「こんな町にしたいな」)

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

より多くの地域住民に地域ケアプラザに訪れてもらえることを目的に、各世代に向けての事業を展開し、地域ケアプラザの機能や役割を周知します。

事業実施にあたっては、地域ニーズの把握と解決に向けて、地域ケアプラザ内の他部門と協力し、全部門をあげて実施するとともに、地域住民と連携・協働して取り組みます。

1 高齢者事業

現在実施している事業を継続支援しながら今後の社会情勢や地域のニーズを把握し、新たな福祉保健活動の開発や実施に取り組みます。

(1) 「ふれあいサロン」（地区社協共催）

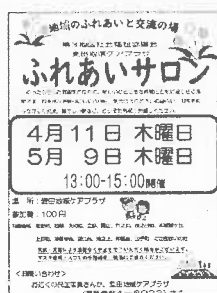
高齢者のみ世帯、一人暮らし高齢者を対象とし、介護、ひきこもり予防を目的としたサロンを月1回実施します。プログラム内容の相談、ボランティアの紹介、高齢者見守りの機能として果たせるよう活動支援を行います。また地域ケアプラザの広報紙に掲載するなどの周知も支援します。

(2) 「月曜喫茶室」

ボランティアグループが月2回、高齢者を対象とし、認知症及び介護予防を目的としたサロンを実施します。ボランティア同士が役割分担しながら、新規ボランティアの受け入れ態勢ができるようにするなど自主化に向けて支援します。

(3) 「麦麦ハッピーくらぶ」

高齢者を対象とし、ひきこもり予防、趣味や生きがいをづくりを目的としたサロンを地域との顔の見える関係づくりやニーズ把握をする場として月1回実施します。新規ボランティアの育成の場としても活用していきます。



（ふれあいサロンの様子）

2 子育て支援事業

少子化が進む中、子育て中の親子が孤立せず、地域の中で地域住民とともに子どもを育ていける環境づくりを支援します。

(1) 「むぎた子育てサロン」の実施（地区社協共催）

未就学児とその親と妊婦を対象とし、お母さん同士の情報交換や仲間づくり、リフレッシュを目的としたサロンを月1回実施します。地域のボランティアと一緒に子どもの見守り、子育て相談が気軽にできるような環境づくりを支援します。気になる子どもや母親について主任児童委員や区役所とも共有します。消防署による小児救急の話や、子育て世代の関心の高い歯科衛生士による講座など関係機関と協働して実施します。また、両親ともに子育てを行うことへの取組としてパパ向け講座の企画実施など、子どもと親がつながる場を検討し提供します。



(子育てサロンの様子・パパ講座チラシ・子育て支援ネットワーク会議の様子)

3 障害児・者支援事業

障害のある方が地域で孤立することなく、自分らしく暮らすために、当事者と地域住民との交流の機会を増やし、相互理解と普及啓発に取り組んでいきます。

ワークショップの開催や子育てサロンとの連携など地域ケアプラザの場を活用し、基幹相談支援センターや、区高齢・障害支援課等の関係機関と連携し、障害児・者の社会参加へとつながるような支援と、地域の理解啓発を行っていきます。



(ケアプラザとの関わり～はな工房・クローバーでの販売)

4 多文化交流の推進

貸館利用する団体には、外国人をはじめ様々な方がいるため、竹之丸地区センターや麦田清風荘など近隣施設と連携し、多文化を活かした活動の場や団体交流など互いの理解が進み活動が盛んになるよう、活動の場の提供や情報提供します。

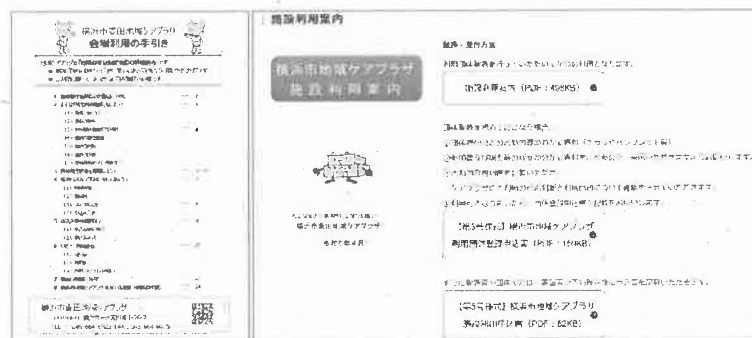
イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

地域ケアプラザの貸館事業が、地域の方々に有効に利用していただけるよう最新の空き状況を提供するとともに、ご利用される団体からの意見や要望を伺う機会を定期的に設け、いただいたご意見を施設運営に反映していくことで、利用される方々の視点に立った利用しやすい施設づくりを行います。

1 貸館事業についての周知

福祉保健活動団体や地域団体に効率的にご利用いただけるよう、最新の貸館の空き情報について、引き続き、ホームページへの掲出及び地域ケアプラザ窓口で案内します。貸館利用方法について年1回以上、広報紙等で周知します。



(施設利用案内)

2 活動団体への支援

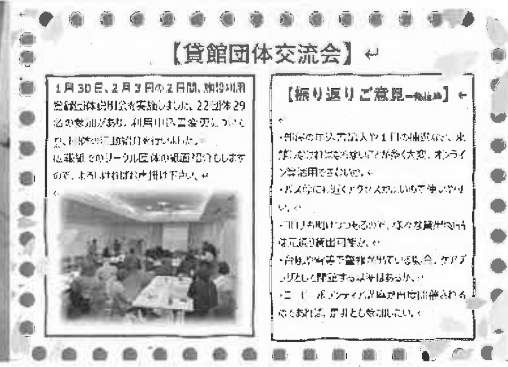
来館者にボランティア活動を紹介できるよう、新規参加が可能な団体を掲示板などで紹介していきます。新規募集など団体の活動内容を周知するなど後方支援を行います。



(団体活動時の様子・募集チラシ)

3 利用団体等からの意見収集

利用団体向けアンケート結果に基づき、改善に努めます。結果と改善については貸館団体交流会などでお伝えする他、館内に掲示します。



4 設備等環境の改善

– 22 –

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

地域福祉保健計画 地区別計画などから挙げられる、「必要とされる地域活動」を担う人材の発掘・育成を念頭に、これまで地域の福祉保健活動に参加したことが無い方に対して、地域活動情報を提供することで参加のきっかけを作るなど、関係機関や地域団体と協力体制を整えてボランティアの発掘や育成を実施します。

個人ボランティアの活動支援や相談に対して、区社協のボランティアセンターと連携し対応していきます。

1 ボランティアの活動支援や相談対応

区社協のボランティアセンターと連携し対応します。定期的なボランティア登録者の更新を行い、継続的に関わっていきます。

地区社協の部会のひとつである「困りごと引き受け隊」は、主に男性の担い手が多く、メンバーそれぞれが得意なことを生かして活動しています。今後も活動支援を続けるとともに、新たなボランティアが参加できるよう、講座や研修等の機会を作ります。

困りごと引き受け隊・生活支援KBT

包丁とぎイベント

日時:令和3年2月3日(水)
13:00~14:30(最終受付)

場所:麦田地域ケアプラザ
費用:包丁1本につき200円
※おしん2本まで
定員:先着30名 ※要申込
申し込み先:麦田地域ケアプラザ
☎664-6023

困りごと引き受け隊「困りごと引き受け隊」

● 困りごとに関するお問い合わせ
● 困りごとの相談・支援
● 困りごとの解決策の提供

困りごとを引き受け、困りごとの解決策を提供します。

困りごとを引き受け、困りごとの解決策を提供します。

困りごとを引き受け、困りごとの解決策を提供します。

(困りごと引き受け隊)

2 ボランティア講座の実施

ボランティア養成講座や、ボランティア団体同士の交流など、技術の習得・振り返りを行う機会を提供します。またニーズを抱える方が地域ケアプラザにつながるよう、居宅介護支援事業所等の福祉事業所や、民生委員との連携を図ります。男性の社会参加の機会、既存の地域活動へのボランティア活動につながることを目的として、男性向けの講座も地域包括支援センターと生活支援体制整備事業が連携し開催を検討していきます。



(ボランティア講座から活動へ「はなことば」)

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

1 情報収集について

地区社協などの地域の会合や地域サロン・ミニデイサービス等（地域の事業など）に参加した際には、地域から得た情報を地域支援記録に整理し、部門間での情報共有を行います。また、地域アセスメントシートを常に更新し、そこから見えてくる課題に対して解決に向けて取り組みます。

貸館団体交流会や地域サロン連絡会などを開催し、地域活動団体同士の情報交換や情報提供の場とするとともに、団体同士の協力・連携などの関係づくりを進めます。

2 情報提供と発信について

情報提供に関しては、広報紙やホームページ、館内壁面を利用したパネル展示など様々な媒体を活用します。広報紙やチラシなどの発行物は文字の大きさや色を統一するなど、情報が伝わりやすくなるよう工夫して効果的な情報発信に努めます。また、福祉関係機関や事業所のほか、商店・銀行・病院等、地域住民が日常的に利用する場所に広報紙やチラシを配架依頼します。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

指定管理部門の5職種と所長だけではなく、介護保険部門においても個別課題から地域課題をとらえる視点を常に意識し、それぞれが集約した情報を共有することで、部門間の連携を図るための定期的に会議を開催します。あわせて、職員それぞれの専門性を高めるよう日常的なOJTや研修参加を通して個々のスキルアップと多職種の役割等についてお互いに理解し施設全体のチーム力の向上を図ります。

また、市・区行政から発信されている統計データを地区ごとに分析し、生活ニーズを把握します。データについては、専門職で共有するだけでなく、地域にも可能な限り開示しながら、地域とともに現状を把握していきます。

1 実態把握

高齢者が集うサロン・食事会に積極的に参加し、参加者と対話することで住民が感じているニーズを聞き取ります。高齢者が通う老人福祉センター・地区センター等の区民利用施設や、居宅介護支援事業所・デイサービス等の介護保険事業所等と連携を強化し、情報を共有することで地域ケアプラザだけでは把握できないニーズの把握に努めます。

地区民児協の定例会にも参加し、住民から民生委員児童委員に寄せられる生活上の困りごとを把握します。

居宅介護支援事業所などへアンケート等を実施することにより、地域実態を把握し関係機関とも連携するよう努めます。

2 情報の整理・分析

生活支援コーディネーターだけでなく、所内の各職種が住民のニーズを聞き取り、地域支援記録等に落とし込み、職種間で共有し情報から見出した適切な支援につなげます。

第5期 第3地区地域福祉保健計画では、「見守りの推進」が大きな柱の一つと議論されています。地域福祉保健計画をきっかけとして見守りや高齢者の生活維持につながるためのニーズ調査の提案を行い、地域活動につなげていきます。

総合相談においては、集計表を用いて相談内容から生活上のニーズを抽出し、高齢者のニーズ傾向や、年齢・地域特性を分析します。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

他施設で行われている民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源との連携事例を共有し、地域活動交流事業、地域包括支援センター、生活支援体制整備事業の5職種が連携し

て単位町内会ごとの地域活動の情報収集や分析、個別ケースの課題分析をすすめ、地域ごとの特徴や傾向を明らかにし、区社協の地区担当者と地区の地域活動支援の状況、取組・支援方針について情報を共有します。

1 情報の収集

5職種それぞれが多様な主体の社会資源について情報収集できるよう意識し、地域の活動に参加した際には住民が日常的に利用している商店や民間サービス等の情報を収集します。

集めた情報は地域支援記録や地域アセスメントシートを用いて、5職種会議等で所内の共有を図ります。また、地域支援チーム会議等では区社協・区役所とも情報を共有していきながら、マップ化等の分析も行います。

2 ネットワークの構築

エリア内で活動している商店会の会合参加・イベント共催等を通じて、地域密着型の企業・商店との顔の見える関係を築き、情報収集を行うとともに、地域課題解決に向けたネットワーク構築を図ります。



(麦田町発展会・麦田町町内会共催イベントの様子)

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

地域が把握している情報や地域ケアプラザ全部門での連携を通じた情報の整理や課題の把握を介して地域づくりにおける意識の統一を図りながら、地域の皆様と主体的な取組につながるよう協議体を位置づけ、運営していきます。

- (1) 地域資源の把握・分析、総合相談の分析、地域住民からのヒアリング等の地域アセスメントを通して見えてきた課題を整理し、分かりやすい表現で地域住民や関係機関に伝えます。
- (2) 地域の活動等でヒアリングした一人一人の困りごとや総合相談を通してキャッチしたニーズを漏らさず課題としてとらえ、地域に向けて現状を伝えます。
- (3) 地区社協・連合・民児協等、地域活動の主体となることが多い団体に向けて研修・講座等を企画し、上記のアセスメントの結果を伝え、専門職と地域住民が地区の現状や課題を共有できる場を設けます。単位町内会レベルにおいては、サロン等の地域活動に参加

して住民と顔の見える関係を作り、役員会や老人会等での出前講座を積極的に行います。自治会町内会別の課題に応じて協議の場を設定し、新たな取組を検討します。

- (4) 地域課題解決のため、地域住民だけでなく企業・商店、NPO 法人等の多様な主体とネットワーク構築を行い、地区の現状に合った現実的で継続可能な取組が行えるよう努めます。
- (5) 支援が必要な高齢者も、自分らしい生活を維持することができるように支援を受けながら活動量を落とさないための資源を検討していきます。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

地域包括支援センターや関係機関に寄せられる相談などから、フレイルから要支援の状態にある高齢者の個別の生活ニーズ把握に努めます。これまでに把握した社会資源をマッチングするだけでなく、ニーズにあわせて必要な社会資源等の開発についても検討実施し、高齢者が住み慣れた地域の中で、これまでの生活が維持できるよう、また高齢者自身が適切に活動を選択できるよう支援します

これまで把握・整理を行ってきた資源について、フレイルから要支援の個別ニーズに併せたマッチングが行えるよう、再度アセスメントと整理を行います。



(「はな工房」の通所者が行う高齢者への買い物支援)

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域の住民が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるように、地域へ積極的に出向き地域のニーズ把握に努めるとともに、住民の交流の場づくりや見守り活動を地域の方と協力し推進していきます。

また、介護予防の取組や要介護状態になっても安心して生活を継続できるよう地域の関係機関と協力し、地域包括ケアシステムの推進を図ります。

1 総合相談支援

- (1) 地域の身近な相談者として、高齢者、子ども、障害児・者、生活困窮者等の対象を問わず、本人またはその家族等の相談を受け止めるとともに、適切な支援、もしくは関係機関等につなげ課題解決に努めます。
- (2) 処遇困難ケースや虐待等が疑われる事例には、区をはじめとした関係機関と連携を図りながら予防的介入に努めます。
- (3) 地域事業や老人会などの集まりに積極的に参加し、地域の身近な相談窓口であることを周知するほか、地域住民との顔の見える関係づくりを構築します。

2 実態把握

- (1) 民生委員児童委員や地域住民からの相談に迅速に対応し、積極的に対象者の実態把握に努めます。
- (2) 相談内容を共有化し円滑に対応できる体制づくりを行います。相談帳票等の管理については統計処理を含めて効率化を図り、業務改善に取り組みます。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

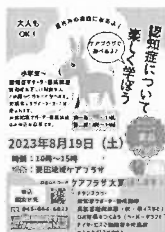
認知症に関する知識、最新の情報を収集するとともに、地域包括支援センターが相談窓口であることを周知します。相談があった場合には、本人の状況、家族をはじめとする支援者や関係者の状況を迅速、かつ的確に把握し、適切な支援が受けられるように対応します。また、継続的な状況把握に努め、ケアマネジャーとも連携・協力して支援します。併せて、常時情報共有ができるように、日頃から区役所や関係機関等との連携を密に図ります。

認知症理解に関する普及・啓発活動

- (1) 地域にむけて出張講座の企画を行い、認知症の正しい知識、適切な対応方法について周知し理解を深めることができるよう「認知症サポーター養成講座」を実施します。
- (2) チームオレンジの取組として、ノベルティグッズを障害者団体と共に企画作成し、認知症

理解啓発に努めます。

- (3) 商店や薬局等へ向けた認知症の理解を深め、地域で見守りする力を高められるように普及啓発に努めます。
- (4) 小・中学生が福祉体験を通じ、認知症への理解を深められるよう講座を実施します。



(子ども向け認知症サポーター養成講座の様子)

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

1 成年後見制度の活用促進

- (1) 区役所と包括とで定期的なカンファレンスを開催し、支援経過の共有や役割分担を行い、切れ目のない支援に努めます。
- (2) 認知症や成年後見制度等の理解を深めるため、サロンや食事会、講座開催など様々な機会を通じて高齢者に限らず広く地域に普及啓発を行います。
- (3) エンディングノート活用の仕方等の普及・啓発のため、関係機関等と連携して地域住民に向けた講座を開催する機会をつくります。

2 高齢者虐待への対応

- (1) 家族への支援として「介護者のつどい」を開催します。在宅で認知症の方、及びMC I（軽度認知障害）の方を介護している家族同士が悩みなどを共有し、情報交換やリフレッシュできる場として実施します。
- (2) ケアマネジャー、民生委員児童委員や区など関係機関と情報共有を行い、虐待に発展する可能性があるケースや、虐待が疑われる相談や通報があった場合に速やかに行政への報告を行うとともに、関係機関と役割分担を行い適切な支援を行います。
- (3) 早期発見や虐待防止につながる理解促進に向けて、広報紙への掲載や講座を開催し、地域に情報発信を行います。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- (1) ケアマネジャーと地域をつなぐための支援を行い、ケアマネジャーが、高齢者の生活全体

を継続的に支えることができるケアマネジメントを実践していきます。また、エリア内の地域活動者の中心となっている民生委員児童委員とケアマネジャーとの関係づくりの継続、他の関係機関とのネットワーク構築へと広がっていきます。

- (2) ケアマネジャーと民生委員児童委員との顔の見える関係づくりを目的に交流会や勉強会を開催し、お互いの役割を理解し、連携強化につなげます。
- (3) ケアマネジャーに対し、ボランティアグループ等地域におけるインフォーマルサービスについての情報を提供します。

■在宅医療・介護連携推進事業

- (1) 医療機関への個別訪問を実施し、顔の見える関係を作ります。
- (2) 医療機関に関する相談があった場合に適切な情報提供ができるよう、中区在宅医療相談室と連携します。
- (3) 中区在宅医療相談室における多職種連携会議や事例検討会、勉強会に参加し、医師や薬剤師などとの関係づくりと医療・介護の連携における課題検討を実施します。
- (4) 迅速な対応を必要とする独居や高齢世帯、認知症、虐待等の多問題ケースにおいて、地域の往診医や介護サービス事業者と連携し、適切な支援につなげます。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

医療・介護の専門職や地域住民と検討を実施してきた個別地域ケア会議結果を自治会や民児協等の機関と成果を共有し、地域課題を把握し分析します。

地域ケア会議から見出された課題に対し、地域ケアプラザ5職種、区社協とも連携し地域包括ケアシステムを推進します。

- (1) 単位町内会別に行った地域アセスメントを地域関係者と共有し、現状理解と見守り支え合い活動の必要性の理解を深めます。
- (2) 様々な課題を抱えた方について、個別レベル地域ケア会議を実施します。
- (3) 個別レベル地域ケア会議から出た課題を、地域の課題と捉え解決に向けた包括レベル地域ケア会議を実施します。
- (4) 包括レベル地域ケア会議で抽出した意見を、地区社協実施の「ワークショップ」に盛り込むなど、地域と内容を共有しながら地域づくりを進めていきます。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

適正なケアプラン作成のため、介護予防プランナーの確保と資質向上に向けた研修を定期的に行います。また、公正・中立な立場を基本に居宅介護支援事業所への委託は、委託先が偏らないように幅広い事業所へ委託します。

ケアプラン作成にあたっては、地域で行われる活動への参加もプランに加えることで、地域全体でその方の介護予防が進められることを意識したプラン作りを心がけます。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を継続できるよう、介護予防（フレイル予防）の普及開発を行います。「GOGO健康講座」「いきいき健康講座」では体力向上・認知症予防などの介護予防講座や体操教室を行い、介護予防やフレイル予防に取り組むきっかけづくりを進めます。講座の企画は、近隣の福祉施設や医療機関とも連携し、より地域の実情に沿った専門性の高い講座を行います。また、講座や事業の終了後も継続して自発的な介護予防への取組につながるように支援します。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

ケアマネジャーが民生委員児童委員や地域活動者についての理解を深めることができるように懇談会や勉強会を開催し、顔の見える関係づくりとつながりを強化していきます。保健活動推進員、スポーツ推進員等の地域の委嘱団体とそれぞれの団体が抱える課題を把握し、団体同士が横でつながることのできるネットワークを形成します。

地域住民の健康的な在宅生活を支えるために、カンファレンス等への参加を通じて地域のクリニックや薬局、歯科医院と顔の見える関係を構築し、それぞれの役割を明確にすることで支援につなげます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

介護保険法の目的に添い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援すると同時に、利用者の家族が身体的、精神的負担を軽減できるよう介護計画（居宅サービス計画）を作成します。身近な相談・支援の窓口としての機能が發揮できる居宅介護支援事業所を目指します。

1 尊厳の保持・自立支援の視点

利用者の意思を尊重し、心身の状況や環境等に応じて、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活（要介護状態の予防、軽減又は悪化の防止等）が送れることを目標にして、居宅サービス計画を作成します。

介護保険サービスなどのフォーマルサービスだけでなく、地域の資源である地域活動等のインフォーマルサービスも積極的に活用します。

2 多職種、関係機関との連携

区役所や地域包括支援センター、地域の福祉・保健・医療サービス、ボランティア団体等の関係機関と連携を図るとともに、多様な事業者から総合的かつ効率的にサービスが提供されるように調整します。その際には公の施設における事業提供であることを踏まえ、公正中立な立場で対応します。

3 個別課題から地域課題へ

利用者支援を通じて把握した個別課題を整理し積み重ねていくことが、地域課題の把握につながると考えます。そのため、整理した個別課題を区役所や地域包括支援センターに発信するとともに、地域の社会資源である居宅介護支援部門として、他部門と連携し、地域課題の解決に取り組みます。

4 研修・情報共有による人材育成

定期的に勉強会や研修へ積極的に参加できるよう体制を整え、ケアマネジャーのスキルアップを図ります。

また、地域包括支援センター主任ケアマネジャーの協力を得て、所内で事例検討を定期的に行い、アセスメント力の向上を図ります。

(6) 通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

本会の理念に基づいたデイサービス提供方針により、利用されるお一人お一人の生き方を大切に、その人らしく生き活きと健やかに過ごせるようにサービスを提供します。また、ご家族にとっても安心して生活上の相談ができる身近な窓口として、住み慣れた地域で在宅生活が継続できるように取り組みます。

1 自立支援の視点

- (1) ご自身でできることを増やし、ご自宅での生活を生き生きと過ごしていただけるように利用者の意欲や能力を引き出す支援に努めます。
- (2) 集団体操や個別機能訓練では、ご自宅での生活を送るために目的のある動作を取り入れます。
- (3) 個別性を尊重し、ご自身で選択・自己決定できるように選択制プログラムを提供します。

2 地域住民、関係機関との連携

- (1) 地域に開かれた施設として、ボランティア活動を積極的に受け入れ、交流を広げていきます。また、学校等の関係機関との交流を図り、教員免許取得実習生や小・中学生の福祉教育の受入を行い、福祉活動のきっかけづくりを行います。
- (2) 他部門と連携し、地域のサロンや事業等に介護技術等の講師として参加することで、専門的な知識を生かし地域貢献に取り組みます。あわせて、地域ケアプラザの役割について周知していきます。

3 職員の資質向上

法人の研修計画にプラザ独自の研修プログラムを設定し、習熟度に合わせた研修に参加できる体制を整えていきます。また、研修参加が難しい職員に対しても会議等を通してミニ研修を実施し、専門職としての知識・技術を向上するよう努めていきます。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

1 人件費

地域活動交流部門と生活支援体制整備事業は当該地域における地域福祉を住民とともに推進し、地域包括支援センターは専門部署として相談や事業を実施していきます。そのため、各部門の効果的な業務推進、質の高いサービス提供ができるよう、職員の配置が可能な額を積算しています。

2 事業費

事業計画を基本に、必要経費を積算しています。期中における新たな取組による費用発生も想定されますが、限られた人員の中で事業を拡大し続けることは困難であるため、既存事業も見直しながら予算の範囲内で執行できるよう努めます。

3 事務費

必要最低限の経費を計上し、経費節減に努めます。特に施設利用者の使用する備品類の劣化が進んでいるため、指定期間中に計画的に更新できるよう費用を配分しています。

4 管理費

利用者の安全性、快適性に直結する設備保守費用や清掃費用は不足することがないよう、前指定管理期間中の金額を基本に積算しています。また、光熱水費については、引き続き省エネを徹底することを前提に、費用をこれまでの支出状況に合わせて積算しています。

以上のような費用積算の考え方により費用を積算し、指定管理料の不足分は介護保険事業の利用料収益を活用して充当する計画としています。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

1 利用料金の収支の活用について

介護保険関連の専門職や、法人内で特に地域福祉の推進に意欲ある職員を地域包括支援センター等、指定管理料での事業部門に配置することとし、指定管理料に不足分が生じた場合には、介護保険事業における収支差額（収益）を充て、質の高いサービスを提供します。

2 運営費の効率性について

(1) 一括入札・契約の実施

市内で複数の指定管理施設を受託している利点を活かし、引き続き、建物・設備保守管理業

務契約等の一括入札が可能な契約を集約し、効率的に運営費を執行します。

また、備品・消耗品についても一括購入するなどし、経費の縮減に努めていきます。

(2) 省エネの徹底

利用者の快適性を損なわない範囲で節電、節水を徹底して経費の縮減を図ります。

(3) 契約における競争性の確保

本会経理規程に則り、保守管理契約はもとより、施設単体で契約する備品や消耗品の購入に至るまで入札や見積もり合わせを行って業者の競争性を確保し、経費を縮減します。

(4) ワーク・ライフ・バランスの推進による効率性の向上

ノー残業デー、年休取得目標の設定などワーク・ライフ・バランスを推進することで、各職員の業務の効率性を向上させ、職員の定着率を上げるとともに超過勤務経費を縮減します。

(5) スケールメリットを活かした職員採用、育成

職員採用の事務と職員育成のための研修を法人が一括で行うことで、施設単位での職員採用、育成に係るコストを縮減します。

指定管理料提案書
(横浜市麦田地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書
(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	■	14,638,815円	14,638,815円	14,638,815円	14,638,815円	14,638,815円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	■	239,835円	239,835円	239,835円	239,835円	239,835円
事業費		諸謝金費、印刷製本費、賃借料、 事業通信費 等	□	541,000円	541,000円	541,000円	541,000円	541,000円
事務費		通信費、複合機リース・保守、施 設賠償責任保険、職員等研修 費、振込手数料、租税公課、業務 システム関連経費 等	■	3,119,350円	3,119,350円	3,119,350円	3,119,350円	3,119,350円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	6,587,000円	6,587,000円	6,587,000円	6,587,000円	6,587,000円
小破修繕費		・小破修繕費 474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円
施設使用料相当額				-1,406,000円	-1,406,000円	-1,406,000円	-1,406,000円	-1,406,000円
合計				24,194,000円	24,194,000円	24,194,000円	24,194,000円	24,194,000円
うち団体本部経費				1,451,000円	1,451,000円	1,451,000円	1,451,000円	1,451,000円

※1: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域
ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	23,020,875円	23,020,875円	23,020,875円	23,020,875円	23,020,875円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	597,375円	597,375円	597,375円	597,375円	597,375円
事業費		諸謝金費、賃借料、事業通信費等	□	304,000円	304,000円	304,000円	304,000円	304,000円
事務費		通信費、複合機リース・保守、施設賠償責任保険、職員等研修費、振込手数料、業務システム関連経費等	□	637,000円	637,000円	637,000円	637,000円	637,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	1,913,000円	1,913,000円	1,913,000円	1,913,000円	1,913,000円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		-260,250円	-260,250円	-260,250円	-260,250円	-260,250円
合計				26,968,000円	26,968,000円	26,968,000円	26,968,000円	26,968,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※2: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	☐					
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	☐					
事業費		事業消耗品費、賃借料 等	☐					
事務費		消耗品費、備品購入費、複写機 保守料 等	☐					
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>						
合計				6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費		事業消耗品費、保険料、諸謝金 費 等	☐	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計				154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

**賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
(横浜市麦田地域ケアプラザ)**

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.2300人	1.2300人	1.2300人	1.2300人	1.2300人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数	2.4000人	2.4000人	2.4000人	2.4000人
	②	基礎単価				
		配置予定人数				
	③	基礎単価				
		配置予定人数				

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数				
	②	基礎単価				
		配置予定人数				
	③	基礎単価				
		配置予定人数				

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

「1地域ケアプラザ運営事業」は主事または嘱託、「2地域包括支援センター運営事業」は主事または介護主事の有資格者、保健師または地域経験のある看護師、「3生活支援体制整備事業」は主事を配置
「1地域ケアプラザ運営事業」における配置予定人数に、地域ケアプラザ運営支援業務に従事する本部職員の人件費として0.23人工を計上

収支予算書
(横浜市麦田地域ケアプラザ)

項目			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	24,194,000円	24,194,000円	24,194,000円	24,194,000円	24,194,000円
		地域包括支援 センター運営事業	26,968,000円	26,968,000円	26,968,000円	26,968,000円	26,968,000円
		生活支援 体制整備事業	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			57,501,000円	57,501,000円	57,501,000円	57,501,000円	57,501,000円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防 支援事業	9,320,000円	9,320,000円	9,320,000円	9,320,000円	9,320,000円
		居宅介護支援事業	15,550,000円	15,550,000円	15,550,000円	15,550,000円	15,550,000円
		通所系 サービス事業	90,766,000円	90,766,000円	90,766,000円	90,766,000円	90,766,000円
			115,636,000円	115,636,000円	115,636,000円	115,636,000円	115,636,000円
	その他収入		0円	0円	0円	0円	0円
		173,137,000円	173,137,000円	173,137,000円	173,137,000円	173,137,000円	
支出	内訳	人件費	122,448,000円	122,448,000円	122,448,000円	122,448,000円	122,448,000円
		事業費	27,556,000円	27,556,000円	27,556,000円	27,556,000円	27,556,000円
		事務費	4,741,000円	4,741,000円	4,741,000円	4,741,000円	4,741,000円
		管理費	17,162,000円	17,162,000円	17,162,000円	17,162,000円	17,162,000円
		その他	1,230,000円	1,230,000円	1,230,000円	1,230,000円	1,230,000円
			173,137,000円	173,137,000円	173,137,000円	173,137,000円	173,137,000円
	うち団体本部経費		2,902,000円	2,902,000円	2,902,000円	2,902,000円	2,902,000円
収支		0円	0円	0円	0円	0円	

団体の概要

(令和 7 年 1 月 1 日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん よこはまししゃかいふくしきょうぎかい) 社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒231-8482 神奈川県横浜市中区桜木町一丁目 1 番地 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式 6 同意書による)に使用します)
設立年月日	昭和 26 年 3 月 (昭和 28 年 3 月 社会福祉法人認可)
沿革	昭和 56 年 社会福祉センター(ボランティアセンター・情報センター・研修センター)受託開始 福祉情報紙「福祉よこはま」発行 昭和 59 年 地区センター・老人福祉センター受託開始 平成 3 年 在宅支援サービスセンター(現:地域ケアプラザ)受託開始 平成 6 年 横浜市地域福祉活動計画 策定 平成 9 年 福祉保健研修交流センター「ウィリング横浜」受託開始 平成 10 年 横浜生活あんしんセンター開所 平成 16 年 (財)在宅障害者援護協会が統合し、障害者支援センターとして設置 平成 25 年 中長期的な組織・活動の方針「長期ビジョン 2025」を策定 平成 25 年 横浜市地域福祉活動計画を第 3 期横浜市地域福祉保健計画と一体的に策定 平成 28 年 生活支援体制整備事業受託 平成 30 年 第 4 期横浜市地域福祉保健計画 策定 令和 2 年 中核機関「よこはま成年後見推進センター」受託・設置 令和 5 年 第 5 期横浜市地域福祉保健計画 策定
事業内容等	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 区社会福祉協議会の相互の連絡及び調整の事業 (6) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (7) 共同募金事業への協力 (8) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修 (9) 横浜生活あんしんセンター事業の実施 (10) 横浜市老人福祉センターの受託経営 (11) 横浜市地域ケアプラザの受託経営 (12) 障害者支援センター事業の実施 (13) 障害者更生センターの受託経営 (14) 横浜市福祉保健研修交流センターの受託経営 (15) 横浜市高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業の受託経営 (16) 横浜市社会福祉センターの受託経営 (17) 横浜市地区センターの受託経営

	(1 8) 生活支援体制整備事業の実施 (1 9) 保育士修学資金貸付事業の実施 (2 0) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の実施 (2 1) 民間社会福祉事業従事者年金共済事業の実施			
財務状況 ※直近 3 か年 の事業年度分	年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	総収入	14, 702, 540, 780	15, 538, 112, 796	16, 807, 322, 619
	総支出	14, 520, 111, 657	15, 516, 193, 414	16, 660, 945, 940
	当期収支差額	182, 429, 123	21, 919, 382	146, 376, 679
	次期繰越収支差額	1, 443, 964, 089	1, 462, 333, 249	1, 431, 531, 464
連絡担当者	【所 属】 【氏 名】 【電 話】 【F A X】 【E-mail】			
特記事項				